

車いす移送自動車使用時の留意事項

1 対象者・使用目的

江戸川区在住の日常生活において歩行困難な常時車いすを使用している方が、病院・施設等へ入退院・入退所及び通院・通所するとき又は社会参加するときに車いす移送自動車（以下「自動車」という。）を貸し出します。原則1回の利用で1日までとします。

運転者は、任意保険の補償の対象年齢制限により21歳以上の方とします。

※ 車いす移送自動車貸出要綱（以下「貸出要綱」という。）第1条～第6条に基づく。

2 申込方法

使用日の属する月の前月の1日（その日が休日の場合は次の日）より申込みをお受けします。電話か窓口でご予約ください。予約ができたなら、来所のうえ指定の申込書に記入し、運転する方全員の免許証を提示し、承認を受けてください。

申込ができるのは2回分までです。

<例>

4月1日に、4月1日から5月31日までの間の予約が可能。

4月10日、20日、5月10日の3回使用したい場合。まず、4月10日と20日につき申込→4月10日の使用終了後、その時点で5月10日に空きがあれば申し込み可能。

3 使用料

自動車の貸出は無料です。ただし、自動車の運行にかかる経費は使用者の負担とします。貸出時に燃料を満タンでお貸しします。返却時に最寄りのスタンドで満タンにして返却してください。入れた燃料の数量を利用記録に明記するとともに、車両返却時に給油レシートを提示してください。

4 車両の確認

- 使用者は、自動車の貸出時・返却時に職員立会いのもと、車両点検を行ってください。
- 使用期間中は、責任をもって車両管理を行い、異状を発見したときは、直ちに申し出てください。

5 使用者の注意義務及び禁止事項

使用者は、責任をもって自動車の使用保管をし、次のことをしないようにしてください。

- 貸出要綱第3条に規定する条件(①病院・施設等の入退院・通院等 ②イベント・レクリエーション等への社会参加 ③その他会長が必要と認めたとき)以外に使用すること。
- 法令及び交通マナーに違反すること。(福祉車両であっても路上駐車はできません。駐停車する際は必ず駐車場所を確保してください。)
- 使用者は、時間内に必ず車両を所定の場所に返還してください。無断延長はできません。

6 事故処理

使用者は、事故が発生したときは、被害・加害にかかわらず、法令で定められた措置を講ずるとともに、次の処理をしてください。

- すみやかに社会福祉協議会及び保険会社に連絡すること。(社会福祉協議会が時間外や休日の場合は翌営業日)
- 社会福祉協議会が契約した保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- 社会福祉協議会の承諾なしに第三者との間に社会福祉協議会が不利となる示談を行わないこと。

7 損害賠償及び補償

- 第三者に損害(人身・物損)を与えた場合

自動車の使用について、使用者が第三者に損害を与えたとき(人身・物損)及び自動車に損害が生じたときは、損害保険適用外の損害については使用者負担となります。

- 使用自動車損害の場合

車両保険が適用できるものについては、車両保険を適用(免責額は使用者負担)し、車両保険適用に満たない損害及び車両保険限度額を超えた損害(免責額を含む。)については、使用者負担となります。

<例>

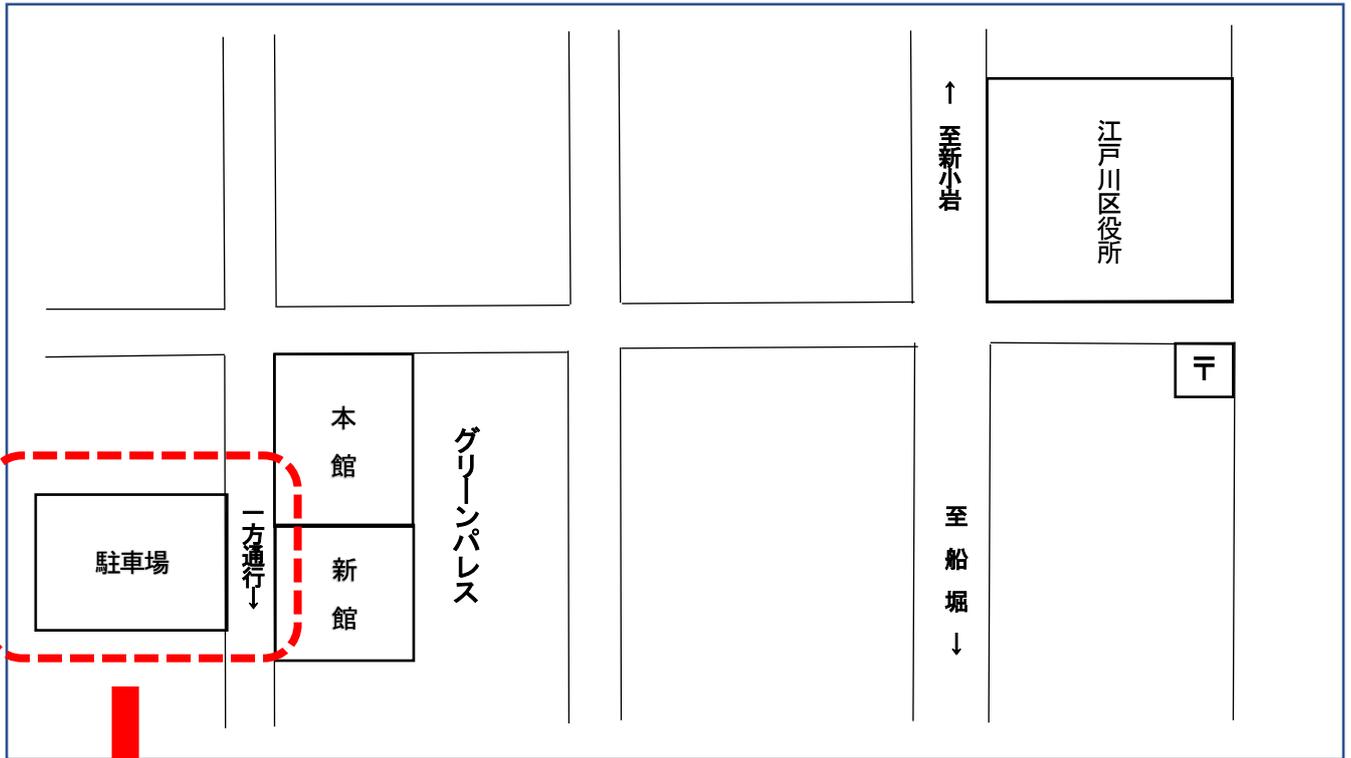
| 自動車損害額 | | |
|-------------|-------|----------------|
| 免責額 (使用者負担) | 保険適用額 | 適用額超過額 (使用者負担) |

- (1)及び(2)にかかわらず、「激甚災害に対処するための特別の財源措置等に関する法律」第2条に基づき、激甚災害と指定された災害で受けた損害は使用者負担を要しないものとします。

8 自動車の紛争処理

借受期間中に自動車の使用に係わる紛争が生じたときは、使用者は自己の責任においてその紛争を処理・解決してください

車両保管場所案内図



保管場所拡大図

